

第6節 騒音・振動の防止

第1 固定発生源対策

①工場・事業場

■規制・指導

「騒音規制法」（以下、「騒規法」という。）、「振動規制法」（以下、「振規法」という。）及び生活環境保全条例に基づく工場・事業場に係る騒音・振動の規制事務を円滑に進め、規制・指導の徹底を図るため、市町村に対する指導や担当職員の技術研修を行った。

■土地利用の適正化の促進

工場の適正な立地を図るため、工場適地調査を実施した。

②建設作業

■規制・指導

騒規法、振規法及び生活環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音・振動の規制事務を円滑に進め、規制・指導の徹底を図るため、市町村に対する指導や担当職員の技術研修を行った。

③近隣騒音

■規制・指導

拡声機騒音、カラオケ騒音については、生活環境保全条例に基づく規制事務を委任している市町村に対する指導や担当職員に対する技術研修を行い、規制・指導の徹底を図った。

航空機による商業宣伝放送等については、同条例による規制の徹底を図るため、関係事業者に対し指導を行った。

■啓発活動の促進

近隣騒音のうち生活騒音は、社会生活の場で日常的に生じるものであり、その防止については住民相互のモラルに負うところが大きいことから、各種の啓発活動を促進した。

④低周波空気振動

■調査・研究の推進

低周波空気振動については、防止対策が難しく、その解決に時間を要する場合が多いことから、防止対策の検討に資するため、その発生機構などに関する知見の集積に努めた。

第2 移動発生源対策

①航空機

■大阪国際空港に係る航空機騒音の常時測定

大阪国際空港周辺における航空機騒音の実態を継続的に把握するため、空港周辺の3地点に設置している自動測定装置等により、航空機騒音データの収集・把握を行った。

■関西国際空港に係る航空機騒音の環境監視

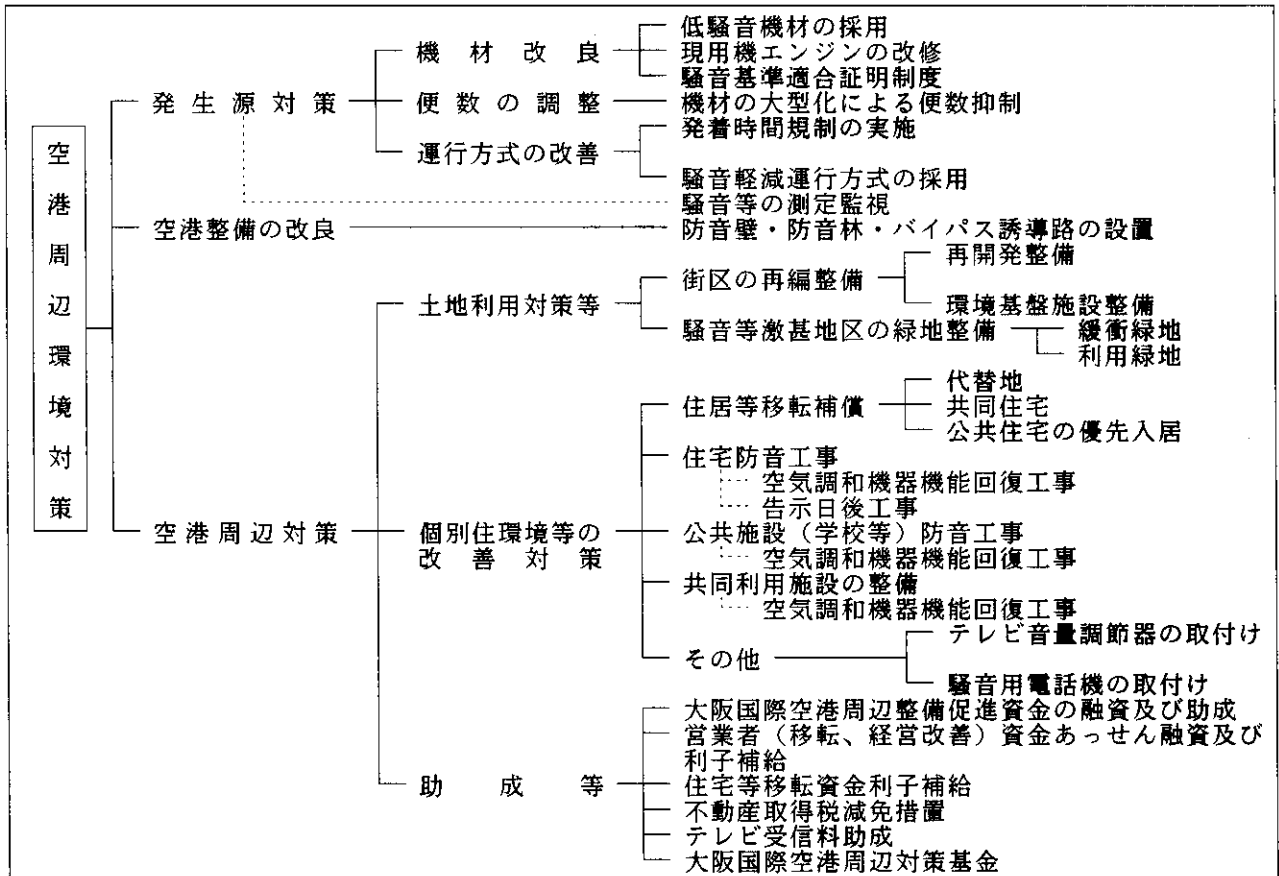
関西国際空港周辺における航空機騒音に係る環境保全目標の達成状況を把握するため、関係市町と連携し、大阪湾沿岸部等15地点において、航空機騒音測定を行った結果、全地点で環境保全目標の達成を確認

した。

■大阪国際空港周辺対策の推進

大阪国際空港周辺における航空機公害対策は、2-29図のように体系づけられる。

2-29図 空港周辺における航空機公害対策の体系図



ア) 発生源対策

騒音及び排出ガスによる航空機公害の抜本的対策として最も効果の高いものは、発生源対策であり、国及び空港会社によって機材改良、便数調整、運行方法の改善などが実施されている。

大阪国際空港では便数調整について、昭和49年5月の1日当たり総発着回数枠が410回(うちジェット機240回)であったものを順次削減し、昭和52年10月から総発着回数枠370回(うちジェット機200回)となっている。また、夜間における騒音の軽減を図るため、国内線は昭和50年以降、21時から翌日7時までの発着禁止がとられるとともに、国際線は昭和51年以降、21時から翌日7時までの発着ダイヤの廃止の時間規制の措置がとられていたが、関西国際空港の開港(平成6年9月)により、国際線は全て同空港において展開されている。

イ) 空港周辺対策

○空港周辺整備機構の事業推進

府は、空港周辺整備機構が行う次の諸事業を推進するため、職員の派遣及び所要の助成措置を行った(2-30表)。

2-30表 空港周辺整備機構への助成

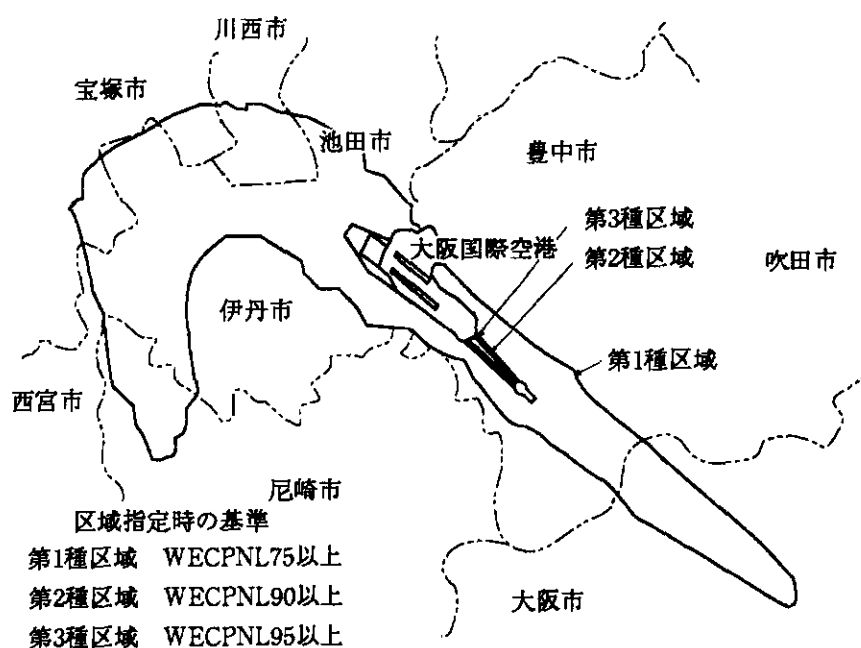
(平成7年度)

事業名	助成金
告示日後建物の移転補償業務委託（事務費を含む）	71,971千円
住宅防音工事に対する補助	542,363千円
固有事業への貸付	0千円

(空港周辺整備機構の主な事業)

- ① 第2種及び第3種区域からの住宅等の移転補償（2-31図）
- ② 民家防音工事及びこれらに伴う空気調和機器機能回復工事に対する助成
- ③ 第3種区域における緩衝緑地の整備及び大阪国際空港周辺緑地の用地取得等
- ④ 移転対象者のための代替地の造成及び共同住宅の建設

2-31図 航空機騒音防止法に基づく指定区域等



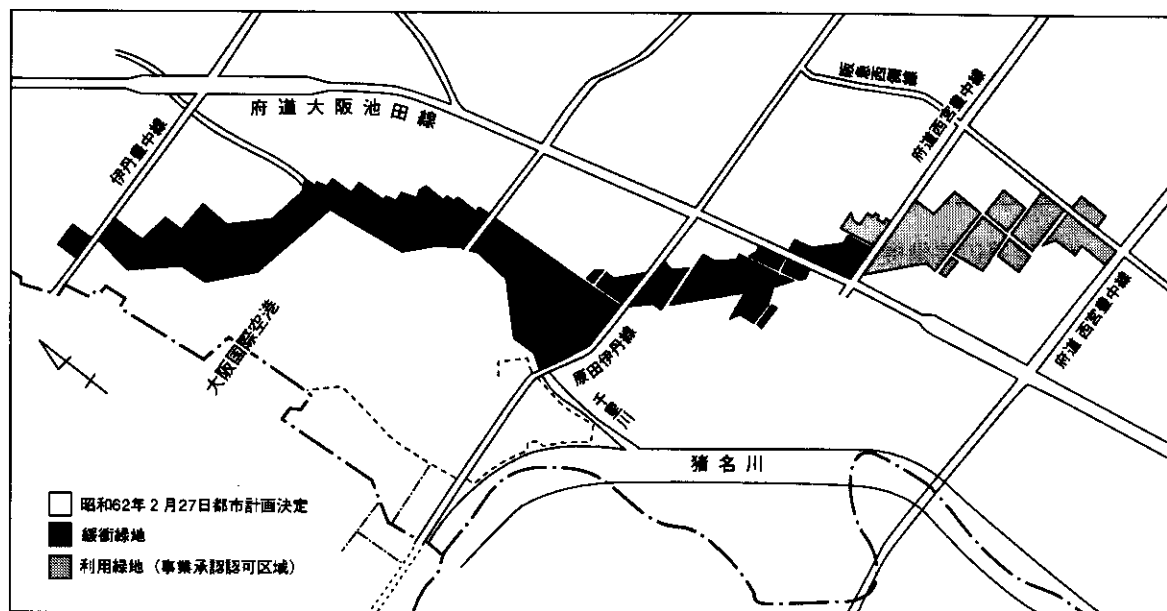
○空港周辺地域の整備計画

「航空機騒音防止法」（以下、「騒防法」という。）に基づき、府は兵庫県と共同で昭和49年に大阪国際空港周辺整備計画を策定するとともに、昭和56年に地区整備の基本的な方向（大綱）を定めた。

府と国は、今後の騒音等の被害を未然に防止するため、航路直下や空港緑地部で騒音等が特に著しい地区について、「大阪国際空港周辺緑地」（約50ha、緩衝緑地36.5ha、利用緑地13.5ha）を都市計画決定し、計画的に緑地整備を図っていくこととしており、府は、この周辺緑地50haのうち13.5haを、スポーツ、レクリエーション等の利用にも供する利用緑地として整備を行うため、昭和63年1月、一部区域（約7.4ha）について都市計画事業の承認・認可がなされ、平成6年9月、利用緑地全域に承認・認可がなされた。

平成7年度は工場1カ所について移転補償を実施するとともに、利用緑地全域の基本計画等を策定した（2-32図）。

2-32図 大阪国際空港周辺緑地区域の概略図



○住宅等の移転促進事業

空港周辺整備機構が国の委託を受け、騒防法に基づく第2種区域内の土地、建物等について、住民の希望により移転補償を行っており、府は、建物等の移転を促進するため、移転に伴う借入金に対する利子補給及び代替住宅等に対する不動産取得税の減免措置、借家人を対象とした府営住宅及び府住宅供給公社住宅への優先入居を行った。

○住宅防音工事に対する助成

騒防法に基づく第1種区域（第2種区域、第3種区域を含む）に所在する住宅の所有者等が行う住宅の防音工事に対し、空港周辺整備機構を通じて助成を行うとともに、住宅防音工事において設置された空気調和機器の更新及び告示日後住宅の防音工事についても補助を行っている。

平成7年度においては、阪神・淡路大震災により被災した住宅の建て替え等に併せ、住宅防音工事により設置した空気調和機器を取り替える工事について補助を行った(未実施工事124世帯、空気調和機器更新工事10,386台、告示日後の住宅防音工事480世帯及び阪神・淡路大震災被災家屋空気調和機器取り替え工事91台を実施)。

○公共施設(学校等)防音工事の助成等

空港周辺市(豊中市、池田市、及び大阪市。以下同じ)が実施する学校等の防音工事に対し、府は、大阪府市町村施設整備資金貸付制度を活用して資金の貸付を行った。

○共同利用施設の整備助成等

府は、騒防法に基づき、空港周辺市が実施する地域住民の学習、集会等に利用されることを目的とした共同利用施設の整備事業に対し、費用の一部を補助している。

平成7年度は、共同利用施設の空気調和機器の更新について、豊中市で2件、池田市で1件実施し、総額11,265千円を補助した。

○営業者（移転、経営改善）資金とあっせん融資及び利子補給

府は、住宅等の移転の進捗に伴って顧客が減少するなど、経営に支障が生じている小規模営業者の移転及び経営改善を図るため、これら営業者に対し昭和53年度から移転資金及び経営改善資金のあっせん融資並びにこれらの融資に対する利子補給等を行っており、平成7年度は、利子補給等を74,070円行った。

②鉄軌道

■騒音・振動対策の促進

新幹線鉄道や在来鉄道について騒音・振動対策の実施状況を把握するとともに、沿線市町と連携しながら鉄道事業者による騒音・振動対策の促進を図った。